2　国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名（注1）を管理するための欧州連合及び日本国のそれぞれの制度に関し、少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、それぞれの法令に従って適当な救済（注2）を利用可能なものとする。

注1　欧州連合については、この2の規定は、「eu」のドメイン名についてのみ適用する。

注2　両締約国は、この2に規定する救済には、特に、登録されたドメイン名の抹消、取消し及び移転、ドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者及びドメイン名の登録機関に対する差止めによる救済又はドメイン名を登録した者若しくは登録されたドメイン名を保有する者に対する損害賠償を含めることができることを了解する。

3　各締約国は、パリ条約第六条の七(2)の規定の実施を通じて、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護を与える。

第C節　権利行使

第一款　一般規定

第十四・四十条　権利行使に関する一般規定

1　両締約国は、貿易関連知的所有権協定、特に第三部の規定に基づく約束を確認する。各締約国は、この節に規定する補完的な措置、手続及び救済（注）であって、知的財産権の行使を確保するために必要なものを定める。当該措置、手続及び救済は、公正かつ公平なものとし、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付されるもの又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

注　締約国は、この章に規定する民事上及び行政上の措置、手続及び救済に影響を及ぼすことなく、知的財産権が侵害された場合の他の適当な制裁を定めることができる。

2　1に規定する措置、手続及び救済については、効果的な、均衡がとれた及び抑止力のある（注）ものとし、また、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「抑止力のある」を貿易関連知的所有権協定第四十一条に規定する「抑止する」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3　各締約国は、次のことを行うようあらゆる合理的な努力を払う。

(a)　少なくとも不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諸問機関の設置を奨励すること。

(b)　知的財産権の行使に関係する自国の権限のある当局の利用可能な資源の範囲内で、当該権限のある当局の間の内部の調整を確保し、及び当該権限のある当局による共同行動を円滑にすること。

第十四・四十一条　権利を有する申立人

各締約国は、次の者をこの節に規定する措置、手続及び救済の適用を求める権利を有する者と認める。

(a)　自国の法令に基づいて知的財産権を保有する者

(b)　第十四・三十六条に規定する営業秘密の保有者

(c)　自国の法令の範囲において及び自国の法令に基づいて認められる他の全ての者及び団体

第二款　民事上の救済に係る権利行使（注1、注2）

注1　この款の規定は、前節第一款から第九款まで（第七款を除く。）に定める知的財産権について適用する。

注2　日本国については、地理的表示に係る民事上の権利行使は、パリ条約第十条の二及び貿易関連知的所有権協定第二十二条の規定の範囲内で確保される。

第十四・四十二条　証拠を保全するための措置

1　各締約国の司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全するため、適当な場合には秘密の情報の保護を確保する手続に従って、迅速かつ効果的な暫定措置を命ずる権限を有する。

2　各締約国の司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、暫定措置における他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害について、自国の司法当局が、民事上の司法手続において、侵害の疑いのある物品、侵害行為に関連する材料及び道具並びに侵害行為に関連する証拠書類（原本であるか写しであるかを問わない。）を差押えその他の方法で管理の下に置くことを命ずる権限を有することを定める。

第十四・四十三条　情報に関する権利

各締約国は、特権、情報源の秘密の保護又は個人情報の処理に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、権利者の正当な要請に基づき、侵害者又は侵害したと申し立てられた者に対し、少なくとも証拠を収集する目的のため、自国の関係法令に規定する関連情報であって、当該侵害者又は当該侵害したと申し立てられた者が有し、又は管理するものを当該権利者又は当該司法当局に提供するよう命ずる権限を有することを定める。このような情報には、侵害又は申し立てられた侵害における何らかの局面に関与した者に関する情報及び物品又はサービス（知的財産権を侵害するもの又は侵害していると申し立てられたもの）の生産手段又は流通経路に関する情報（これらの物品又はサービスの生産又は流通に関与したと申し立てられた第三者及び当該物品又はサービスの流通経路を特定する情報を含む。）を含めることができる。

第十四・四十四条　暫定措置及び予防措置

1　各締約国は、自国の司法当局が、申立人の要請に応じて、侵害したと申し立てられた者に対し、中間的な差止命令（知的財産権の急迫した侵害を防止すること、知的財産権の申し立てられた侵害の継続を暫定的に禁止し、及び適当な場合には当該侵害の継続を反復する罰金の支払の対象とすること（自国の法令で定める場合に限る。）又は権利者に対する補償の確保を意図した保証金の提供を知的財産権の申し立てられた侵害の継続の条件とすることを意図するもの）を発することができることを確保する。中間的な差止命令については、関係する司法当局が管轄権を行使する第三者（注）（当該第三者のサービスが知的財産権を侵害するために使用されている場合に限る。）に対しても、適当な場合には、同一の条件に基づいて発することができる。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「第三者」が媒介者を含むことを定めることができる。

2　中間的な差止命令は、知的財産権の侵害の疑いのある物品の流通経路への流入又は流通経路内での移動を防止することを目的として、当該物品の差押え又は引渡しを命ずるためであっても発することができる。

3　各締約国は、商業的規模で行われたと申し立てられた侵害の場合において、申立人が損害の回復を損なうおそれのある状況を立証したときは、自国の司法当局が侵害したと申し立てられた者の動産及び不動産の予防的な差押え（銀行口座及び他の財産の凍結を含む。）を命ずることができることを確保する。

第十四・四十五条　是正措置

1　各締約国は、自国の司法当局が、侵害を理由として権利者に支払われるべき損害賠償に影響を及ぼすことなく、申立人の要請に応じて、知的財産権を侵害していると認定した物品をいかなる補償もなしに少なくとも流通経路から完全に除去し、又は廃棄する（ただし、例外的な場合を除く。）ことを命ずることができることを確保する。当該司法当局は、適当な場合には、当該物品の生産又は製造において主として使用される材料及び道具を廃棄することも命ずることができるものとする。

2　各締約国の司法当局は、特別の理由がない限り、1に定める是正措置が侵害者の費用負担によって実施されることを命ずる権限を有する。